

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が、入社辞退や自己都合により退社及び休職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還致します。

入社後 30 日未満で退職した場合：紹介手数料の 80%

入社後 30 日以上、60 日未満で退職した場合：紹介手数料の 50%

入社後 60 日以上、90 日未満で退職した場合：20%

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関係法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しない事とする。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。